

# 設備投資を行った製造業・旅館業に 対する固定資産税の軽減について

半島振興法に基づく課税の特例により、製造業・旅館業を営む方が一定の設備投資を行い、その内容が次の要件に該当する場合は、その設備投資に係る固定資産税の軽減（3カ年）を受けることができます。

軽減を受けるためには、設備投資をした年の翌年の1月31日までに申請する必要があります。

申請手続きや細かな要件等につきましては、お問い合わせください。

## ◎適用要件

### 【対象者】

製造業または旅館業（下宿営業を除く）を営む、青色申告書を提出する個人または法人  
※公害を防止するための適切な措置を講じていること。

### 【対象設備等】

新設または増設した家屋、償却資産、土地。  
※事業に直接関係するものが対象です。

※土地の場合は、取得後1年以内に当該家屋の建設に着手したものが対象となります。

### 【取得の日】

平成25年8月1日以降に取得したもの

### 【取得価額】

資本金等の額の区分に応じて、それぞれの価額以上のもの

資本金等の額	取得価額
1,000万円以下	500万円
1,000万円超	1,000万円
5,000万円以下	1,000万円
5,000万円超	2,000万円

### 【軽減後の税率】

・初年度 100分の0.14  
（標準の1/10）  
・第2年度 100分の0.35  
（標準の1/4）  
・第3年度 100分の0.70  
（標準の1/2）

製造業、旅館業（下宿営業を除く）、コールセンター業を営む方が2,700万円を超える設備投資を行った場合は、過疎法に基づく課税免除（3年間）を受けられる場合があります。

※取得の日の要件はありません。

### 【問い合わせ先】

財務課課税第二係

# 平成26年度から個人住民税（町民税・道民税）の特別徴収対象事業所への指定を実施します

渡島総合振興局と八雲町を含む管内各市町では、平成26年度から法定要件（※）に該当する事業者の皆様へ特別徴収をしていただく取組みを始めます。

※法定要件とは、所得税の源泉徴収義務を有することになります（地方税法第321条の4）。

## ◇特別徴収とは？

事業者の皆様が、町から送付された「特別徴収税額通知書」により、毎月給与支払いをする際に従業員の個人住民税を天引きして、翌月10日までに納入していただく方法です。普通徴収では5回分割での支払いとなりますが、特別徴収



では12回分割での支払いとなり1回あたりの負担額が軽減され、自分で金融機関等に足を運ぶ必要がなくなります。

◇該当する事業所あてに、特別徴収義務者指定にかかる指定予告通知書を送付しています

平成26年度から新たに特別徴収対象事業所として指定させていただきます。特別徴収義務者指定にかかるとして指定させていただきます。来年5月中旬には特別徴収税額通知書を事業所あてに送付しますので、これにより従業員の方の平成26年6月支払分の給与から個人住民税の天引きを始めていただくこととなります。

また、平成26年度から指定しない事業所にも特別徴収に対する理解を深めていただくためにアンケート調査を実施していますので、ご協力をお願いいたします。

### 【問い合わせ先】

財務課課税第一係

## 個人住民税の特別徴収の方法による納税のしくみ

